

鳥取市立湖山西地区公民館館則

<名称および所在地>

第1条 この公民館は、鳥取市立湖山西地区公民館と称し鳥取市湖山町西1丁目512番地に置く。

<目的>

第2条 湖山西地区社会教育活動の総合的中心機関として、実際生活に即応する教育および文化に関する事業を行い、住民の教育の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することをもって目的とする。

<事業>

第3条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1) 各種学級、講座の開設
- 2) 講演会、実習会、展示会などの開催
- 3) 体育、レクリエーション、音楽などに関する集会の開催
- 4) 各種社会教育関係団体の育成と各種関係機関の連絡協調
- 5) 地区内各自治会の公民館活動の奨励援助
- 6) その他必要な事項

<役職員>

第4条 この公民館に次の役職員をおく。

- 1) 公民館長1名、主任1名、主事2名、運営委員若干名、常任委員若干名、監事2名
- 2) 館長は、地区自治会の推薦により、鳥取市教育委員会が委嘱し、公民館の行う事業を総理する。
- 3) 主任、主事は、鳥取市の公募により、鳥取市教育委員会が委嘱し、館長の命を受け企画の実施その他必要な事務を処理する。
- 4) 運営委員は、町内会（区）長会、地区内の各種団体ならびに学識経験者の中から館長が委嘱し、館則の制定、改廃、予算の審議、決算の承認、その他の重要事項について審議する。
ただし、運営委員会規約は別に定める。
- 5) 常任委員は、運営委員会で選出し、事業の推進にあたる。
- 6) 監事は、運営委員会で選出し、会計を監査する。

<役職員の任期>

第5条 館長の任期は2年、主任、主事、運営委員、監事および常任委員の任期は1年とし、再任は妨げない。

<会議>

第6条 会議は、運営委員会、常任委員会とする。

会議は、館長が必要に応じて招集し開催する。

ただし、運営委員の3分の1以上の要求がある場合は、運営委員会を開催しなければならない。

<会計>

第7条 この公民館の経費は、市費および地区自治会からの助成金、寄付金その他をもってあて、会計事務は主任が担当する。

会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

<館の使用>

第8条 この公民館の使用規定は別に定める。

<付則>

この館則は平成4年4月1日より施行する。

平成 5年4月 改正

平成 6年4月 改正

平成 9年4月 改正

平成 15年7月 改正

平成 21年4月 改正